

## 反外国制裁法の概要

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報  
専門家による政策解説～

2021年9月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

海外調査部

#### **【免責条項】**

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。  
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

## 1. 反外国制裁法公布の背景

2019年以降、ウイグル人権問題、香港民主化問題を理由として、中国の関連する個人およびエンティティ（主体）に対し、米国、カナダ、英国などの国・地域から制裁が発動されました。これを受けて、これらの制裁の決定・制定・実施に関与した個人およびエンティティに対し、中国政府は、対抗措置を講じました。具体的には、関連する個人（その家族も含む）の入国（香港・マカオへの入境を含む）拒否、中国で保有する財産の凍結、中国の公民および組織との取引の禁止等の措置が含まれます。

しかしながら、中国政府がこれらの対抗措置を表明、実施するにあたり、明確な法的根拠があった訳ではないことから、中国が法に則って対抗措置を講じるための根拠法の制定が急務とされてきました。そこで、2021年6月10日、第13期全国人民代表大会常務委員会第29回会議において、「中華人民共和国反外国制裁法」（以下、「反外国制裁法」または「本法」）の法案が可決し、全16条からなる短い法律が成立しました。

以下、反外国制裁法の概要について解説します。

## 2. 「外国制裁」とは

反外国制裁法第3条第2項によると、外国国家が国際法および国際関係の基本的な規範に違反し、各種の口実またはその国の法律に基づき、中国に対し抑制、抑圧を行い、中国の公民、組織に対し差別的制限措置を講じ、中国の内政に干渉することは、「外国制裁」に該当します。ここで、以下2つのポイントが注目されます。

- (1) 外国制裁行為の主体は、外国国家であり、外国の企業または個人、政府間国際組織（IGO）等による制裁行為は、「外国制裁」の範囲に含まれません。
- (2) 「外国制裁」に該当するか否かについては、3つの条件（①中国に対し抑制、抑圧を行うこと、②中国の公民、組織に対し差別的制限措置を講じること、③中国の内政に干渉すること）を満たした上で、総合的に検討される必要があります。1つまたは2つの条件に合致しているだけでは、ここでの「外国制裁」に当てはまりません。

## 3. 対抗対象

反外国制裁法が定める「対抗対象」は、以下のとおり、2種類に大別されます。これらの対抗対象に対し、中国は対抗措置を講じることができます。

- (1) 前項の差別的制限措置の制定<sup>1</sup>、決定<sup>2</sup>、実施<sup>3</sup>に直接または間接的に参加した個人、組織（対抗リストに掲載）

---

<sup>1</sup> 「制定」とは、おそらく、差別的制限措置を講ずるにあたり依拠する法律法規（例えば、米国「香港自治法」）を検討し、原案を作成および成立・公布することをいう。

<sup>2</sup> 「決定」とは、おそらく、特定の中国の公民、組織に対し、差別的制限措置を講ずることを決定することをいう。例えば、米国の国務省や財務省が中国の数名の官僚を特別指定国民（SDN）リストに掲載することを決定することを指す。

<sup>3</sup> 「実施」とは、実際に差別的制限措置を実施することをいう。例えば、米国の財務省外国資産管理局（OFAC）がSDNリストに指定された中国のある官僚について、その資産を凍結および米国人が米国国内において当該官僚との取引を禁止する措置を実施することをいう。

ここで、留意すべき事項としては、直接的に参加する個人、組織だけでなく、間接的に参加する個人、組織も対抗リストに掲載される可能性がある、という点です。ただし、どのような行為が「間接的に参加する」ことに該当するのか、どの程度まで参加すれば対抗リストに掲載される対象となるのか、明確な定めはありません。

- (2) 上述の個人、組織（対抗リスト掲載）と、特定の関連性をもつ次の個人、組織
- ① 対抗リストに掲載された個人の配偶者および直系親族
  - ② 対抗リストに掲載された組織の高級管理職または実質的に支配している者
  - ③ 対抗リストに掲載された個人が高級管理職に就いている組織
  - ④ 対抗リストに掲載された個人および組織が実質的に支配している、または設立、運営に関与している組織

#### 4. 対抗措置

対抗対象に対し、中国は、次のうち 1 つまたは複数の措置を講ずることを決定することができます。

- (1) 査証の発給拒否、入国拒否、査証取り消しまたは国外追放
- (2) 中国の領域内にある動産、不動産およびその他各種財産の差し押さえ、押収、凍結
- (3) 中国の領域内の組織、個人との関連取引、協力等の活動の実施の禁止または制限
- (4) その他の必要な措置

#### 5. 対抗対象および対抗措置を決定・発表する手順

反外国制裁法第 10 条には、「反外国制裁業務調整メカニズムを設立する。（当該メカニズムは）関連業務の統括・調整の責任を負う」と定めていますが、当該メカニズムのレベル（例えば、中央政府の指導者が、当該メカニズムの責任者または召集者となるのか否か）や、どの行政機関内に、当該メカニズムの事務局が設置されるのかについては明文化されていません。「外国制裁」への対抗のための業務であるため、その性質上、外交部に事務局が設置され、商務部、公安部、中国人民銀行等のその他の機関が当該メカニズムの構成員となるであろうと推測されます。

対抗対象の確定および対抗措置の決定におけるその手順について、本法では、具体的に定められていませんが、第 9 条によると、「対抗リストおよび対抗措置の確定」については、「外交部または国務院のその他の関係機関が命令を発出し、公布する」ことが定められています。

#### 6. 対抗対象以外の組織および個人の義務およびリスク

中国領域内、領域外の組織（例えば、在中国日系企業、日本国内の企業、第三国に進出している日系企業）、個人の義務およびリスクについては、以下のとおりです。

- (1) 中国領域内の組織および個人は、国務院関係機関が講じる対抗措置を実行しなければなりません。その措置に背いた場合、国務院関係機関から、法に基づく措置（この措置は、対抗対象に対し講ずる対抗措置ではない）を受け、関連活動に従事するこ

とを制限され、または禁止されます。

- (2) いかなる組織および個人も、外国国家が中国の公民、組織に対して講ずる差別的制限措置を実行し、または実行に協力してはなりません。中国の公民、組織の合法的權益が侵害された場合、中国の公民、組織は、法により人民法院に訴訟を提起し、その侵害の停止、損害賠償を要求することができます。
- (3) いかなる組織および個人も、対抗措置を実行せず、実行に協力しない場合には、関連する法律法規に基づき法的責任を追及されます。ただし、法的責任について、反外国制裁法では具体的な定めはありません。

北京市環球法律事務所

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210037>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 中国北アジア課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5181  
E-mail：ORG@jetro.go.jp